

兵庫県クビアカツヤカミキリ防除対策指針

令和4年6月

1 指針の背景

クビアカツヤカミキリは特定外来生物であり、サクラ、モモ、ウメなどのバラ科の樹木を枯らす原因となる外来の昆虫である。

兵庫県においては、令和4年2月時点でクビアカツヤカミキリによる被害及び侵入は確認されていないが、兵庫県に隣接する大阪府や大鳴門橋で繋がる徳島県で被害が確認されており、今後侵入のおそれが高く、生活環境面では公園や街路のサクラ、また農業面ではモモやウメなどに被害が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、令和元年度に、兵庫県は、「兵庫県外来生物対策協議会」を設置し、クビアカツヤカミキリに関する防除技術の情報共有や研修会等を実施してきた。

また、環自野発第2105124号(令和3年5月12日)「クビアカツヤカミキリ(*Aromia bungii*)に関する情報提供及び注意喚起の依頼について」により、環境省自然環境局野生生物課から各都道府県へ都道府県内でクビアカツヤカミキリに関する関係部局等と連携した防除体制の整備等について推進するよう依頼があった。

以上のことから、今回、効果的にクビアカツヤカミキリの防除を推進するため「兵庫県クビアカツヤカミキリ防除対策指針」を策定し被害対応に備える。

2 クビアカツヤカミキリの特定外来生物への指定

クビアカツヤカミキリは平成30年1月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物に指定された。

3 クビアカツヤカミキリの概要

クビアカツヤカミキリ (学名：*Aromia bungii*)

分類：コウチュウ目・カミキリムシ科

体長：2～4cm(成虫)

分布：中国、朝鮮半島、ベトナムなど

被害樹種：サクラ、モモ、ウメ、スモモなどのバラ科樹木

《クビアカツヤカミキリの特徴》

- ・からだ全体が黒く光沢がある
- ・頭部の下(前胸の一部)が赤く、突起がある
- ・成虫はジャコウのような匂いを放つ

《クビアカツヤカミキリの生態》

- ・成虫は、6月から8月に野外で活動し、越冬はできない。
- ・メスの成虫は交尾後、幹や枝の樹皮の割れ目などに産卵する(1個体あたり約300個)。
- ・幼虫は、樹幹に食入し、樹幹内で1～3年かけて成長し、蛹(さなぎ)になる。
- ・幼虫の活動期は3月～10月であり、樹幹からうどん状のフラス(糞と木屑が混ざったもの)が排出される。



4 現況

(1) 全国確認状況

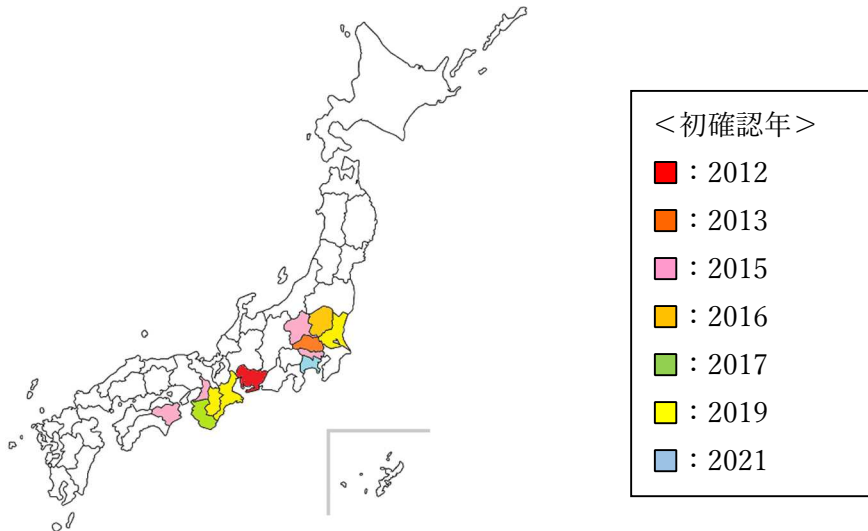


図1 全国確認状況 (2021.7)

出典：環境省外来生物対策室 2019.11 作成チラシ、神奈川県 HP

兵庫県に隣接する大阪府、徳島県で2015年から侵入が確認されており、兵庫県内にいつ侵入してもおかしくない状況である(図1)。このことから、特に、阪神地域、淡路地域は注意が必要である。また、鉄道や自動車に紛れ込んで移動しているという目撃情報もあることから、他府県から繋がる鉄道や主要幹線道路沿いは特に注意を要する。

(2) 分野別被害の想定

ア 生活環境

公園や街路、学校等多くの人が利用する場所において、サクラの枯死が想定される(図2)。今後、このような被害が拡大すれば、身近で愛着のあるサクラが減少し、景観の悪化に繋がるとともに、枯死した樹木の倒木や落枝による事故などが懸念される。

イ 農業

阪神地域～北播磨地域、但馬地域、淡路地域に果樹園は多数分布しており(図3)、モモ、ウメ、スモモなど、バラ科の果樹における農業被害等が懸念される。

ウ 生態系

現時点では、生態系への影響は明確に確認されていないものの、今後、ソメイヨシノ(園芸品種)以外に、山で自生するヤマザクラやエドヒガン等、野生のサクラ類への被害も想定される。また、在来のカミキリムシとの生息地の競合や、クビアカツヤカミキリによるバラ科樹木の病原菌の伝播が懸念される。

5 防除の目標

生活環境、農業及び生態系への被害軽減のため、クビアカツヤカミキリによる被害の抑制・根絶を目標とし、クビアカツヤカミキリの早期発見、迅速な防除の実施に努める。

6 防除対策

(1) 地域別の防除対策

クビアカツヤカミキリによる被害地域の拡大を防ぐためには、定着初期段階における早期発見、早期防除が重要である。また、地域の被害状況に即した対策を実施することが効果的であり、ここでは「被害発生地隣接地域」、「被害未発生地域」におけるそれぞれの防除対策について示す。

ア 被害発生地隣接地域（阪神、淡路）

被害を抑え込み、拡大させないためには、被害発生地隣接地域での予防を含めた対策が極めて重要となる。特に、被害発生地周辺地域は、被害発生地から成虫が飛来する確率が高いことから、早期発見に努めることが重要である。

公園や街路、学校、農地等においては、施設や土地の管理者が5月から10月にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、被害情報の提供を行政へ行う。

また、各主体は連携を図り、防除の取組事例を共有するなど、地域ぐるみの対策を推進する。

さらに、地域住民に対してクビアカツヤカミキリの特徴等について周知するとともに、発見時の行政への通報の働きかけを行う。

被害木の農薬による防除が可能な場合には、専門家と相談し防除を行う。

イ 被害未発生地域（神戸、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬）

被害発生地から遠方の地域でも、クビアカツヤカミキリが自動車等に紛れ込んで移動し、侵入する可能性があるため、水際対策が重要である。

公園や街路、学校、農地等においては、施設や土地の管理者が、5月から10月にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、被害情報の提供を行政へ行う。

さらに、地域住民に対してクビアカツヤカミキリの特徴等について周知するとともに、発見時の行政への通報の働きかけを行う。

(2) 施設等別の防除対策

ア 公園・街路・学校・民地等

多くの県民が利用する公園や街路、学校、民地等では、健康被害への懸念から農薬使用による防除が困難な場合が多い。そのため、管理者が定期的に巡視を行い、被害が確認された場合には、防除ネットを樹幹に巻き付けるとともに、樹幹から出てきた成虫を駆除する。なお、農薬による防除が可能な場合には、専門家と相談し防除を行う。

イ 農地

農地では、農業者が日々の農作物の栽培管理を通じて、クビアカツヤカミキリによる侵入・被害の有無の確認を行う。侵入・被害が確認された場合は、被害情報等の提供を行政へ行うとともに、環境への配慮や安全性を確保した上で、「農作物病害虫・雑草防除指導指針」（兵庫県作成）等に基づき防除を行う。また、被害樹の樹幹に防除ネットを巻き付けるとともに、樹幹から出てきた成虫を駆除する。

(3) 具体的な防除手法

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所が策定した「クビアカツヤカミキリの防除法」の他、前述の「農作物病害虫・雑草防除指導指針」等を参考に専門家・有識者の助言も得ながら被害の実態に応じて対応する。

7 防除推進体制

(1) 各主体の連携による防除

クビアカツヤカミキリの被害の軽減と分布域の拡大を防ぐためには、行政の対応だけでは十分とはいえない。そのため、研究機関や民間企業等、多様な主体が連携を図るとともに、県民の協力も得ながら効果的な防除対策を推進していく必要がある。

(2) 兵庫県におけるクビアカツヤカミキリ防除推進体制

外来生物の被害防止を図ることを目的として、関係機関が各々の役割分担の中で迅速な調査や防除、県民への注意喚起が図られるよう、令和元年に兵庫県、(一社)兵庫県自然保護協会、(公財)ひょうご環境創造協会を構成メンバーとする「兵庫県外来生物対策協議会」を設置した。また、近隣府県のクビアカツヤカミキリによる被害が年々拡大していることを踏まえ、早期に防除対策を進めるため、令和2年度から本協議会の下部組織として、クビアカツヤカミキリ防除対策に特化した「クビアカツヤカミキリ検討会」を県関係部署（自然・鳥獣共生課、農業改良課、農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部及び病害虫部（以下「県病害虫防除所」という。）、公園緑地課、道路保全課、文化財課）と有識者（兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員 三橋弘宗、むねざね樹木医・環境カウンセラー事務所 樹木医 宗實久義）が構成員となり、対策を検討した。

(3) 各主体の役割

各主体において、以下に示す役割を認識し、地域の状況を踏まえた上で、必要に応じて効率的な防除に取り組むことに努める。

兵庫県

<自然・鳥獣共生課>

- ・被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信（ホームページ等）
- ・兵庫県外来生物対策協議会、クビアカツヤカミキリ検討会の運営
- ・防除研修会の開催等
- ・県民局環境課・県病虫害防除所へ防除資材（ガードネット）の配置
- ・県民局・市町担当部署、県民（広く一般向け）へ防除対策等の普及啓発

<農業改良課、県病虫害防除所>

- ・県が管理する施設（果樹園等）の防除
- ・県民局・市町担当部署や農業者へ防除対策等の普及啓発（病虫害発生予察情報に関することを含む）

<公園緑地課、道路保全課>

- ・県が管理する施設（公園、街路等）の防除
- ・県民局・市町担当部署へ防除対策等の普及啓発

<文化財課>

- ・県が管理する施設（文化財等）等へ防除対策等の普及啓発
- ・県教育事務所・市町担当部署やヘリテージマネージャー等へ防除対策等の普及啓発

*なお、天然記念物や名勝のように樹木が文化財としての重要な構成要素となる場合を除き、文化財等で発見された場合は、民地での発見事例に準じて対応する（建造物や史跡等の文化財では、樹木が構成要素に該当しない）。

市町

- ・被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信、兵庫県への提供
- ・防除対策における市町内関係部局の連携体制の構築（兵庫県や他事例を参考）
- ・市町が管理する施設（街路、公園、文化財等）の防除
- ・地域住民等へ防除対策等の普及啓発

研究機関・大学・有識者

- ・効果的な防除方法の研究
- ・被害発生地域等からの要請に応じた現地での被害状況の確認及び防除方法の指導
- ・防除対策等の普及啓発

民間企業（造園事業者等）

- ・企業間における被害情報や防除技術の共有
- ・民間施設の防除

学校等

- ・校内の樹木の防除
- ・生徒等へ防除対策等の普及啓発

農業者

- ・クビアカツヤカミキリの発見と行政（農業改良課、市町等）への被害情報の提供
- ・行政への被害情報の提供と協力
- ・自身の管理地における適切な防除

県民

- ・クビアカツヤカミキリの発見と行政（自然・鳥獣共生課、市町等）への被害情報の提供
- ・行政やNPO等と連携した防除活動への参加
- ・自身の管理地（民地）における適切な防除

（４） 当面の通報ルート及び措置体制

各主体においてクビアカツヤカミキリ被害発見時の通報ルート及び措置体制は、当面の間、図4のとおりとする。

また、緊急防除資材のクビアカツヤカミキリ防除ネットを7県民局環境課と県病虫害防除所に配置しており、必要な場合は使用する。

8 普及啓発等の推進

クビアカツヤカミキリの防除に向けた普及啓発を円滑に進めるためには、クビアカツヤカミキリの与える影響等をわかりやすく、県民をはじめ、公園や街路、学校、農地の管理者等に伝え、行動意識を持つ人々を増やすことが重要である。

ホームページや啓発用リーフレット（図5）等を活用し、クビアカツヤカミキリの特徴や発見した場合の対処方法等について県民等へ周知を行い、防除意識の醸成を図る。「ひょうごの環境」ホームページに著作権フリーの写真を掲載しているため適宜活用する。

9 今後の課題

(1) 文化財周辺の被害木の取扱

建造物や史跡等の文化財では、樹木が構成要素に該当しないため、文化財保護法の対象とならない場合がある。文化財保護法では所有者等の尊重が明記されていることから、基本的には管理者・所有者の責任において対応すべきである。一方で、クビアカツヤカミキリ対策として広域的な視点から防除できる連携体制の構築を積極的にすることが重要であることから、文化財周辺の被害木の取扱に関しては引き続き検討する必要がある。

(2) 学校における防除

これまで協議をしてきたクビアカツヤカミキリ検討会では学校関係の普及啓発の手順は明確にできなかった。学校における防除の項目については、教育委員会での所管施設が多岐にわたることから、今後は教育委員会を通じて注意喚起やチラシ、ポスター等配布のルートの確立を検討する必要がある。

(3) 緊急防除後の対応について

緊急防除後は、各施設等の管理者が主体的に対応する必要がある。このため、持続的な防除に向けたルール等について今後も関係機関で協議を継続する。

10 兵庫県クビアカツヤカミキリ防除対策指針の策定にあたって

本指針の策定にあたっては、7(2)に記載のとおり、クビアカツヤカミキリ検討会において、その内容について関係部署、有識者と協議し策定した。

なお、「今後の課題」を踏まえ、今後も随時内容を改訂、更新していく。

<参考及び引用資料>

- ・大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画（大阪府、令和2年2月策定）

<添付資料>

- ・クビアカツヤカミキリの防除法（国立研究開発法人森林研究・整備機構）
- ・環境省自然環境局野生生物課（環自野発第2105124号（令和3年5月12日））

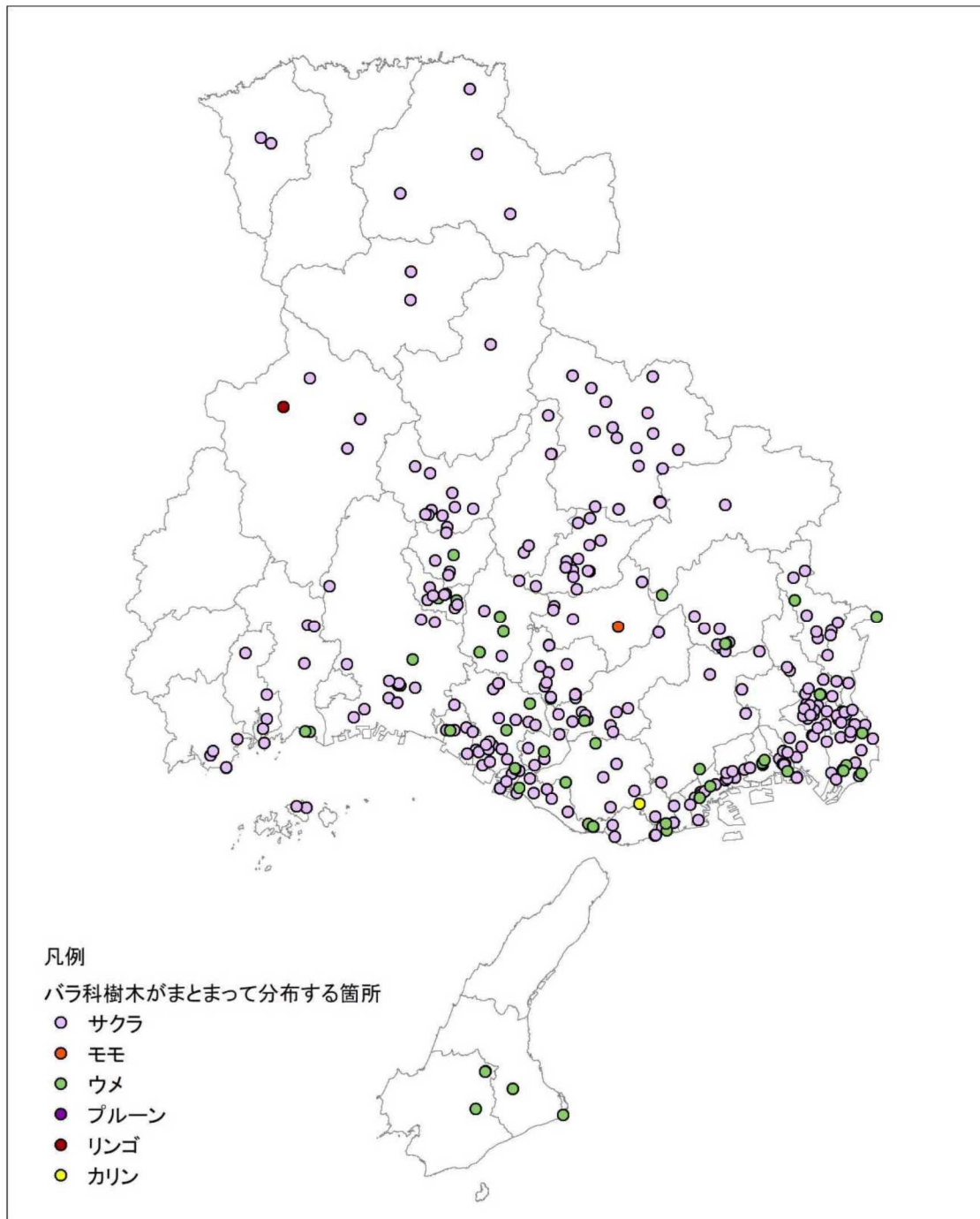


図2 県内の観光地情報が掲載された文献資料、市町及び観光協会のホームページ等からサクラやウメ等バラ科樹木の名所（観光果樹園を含む）を抽出

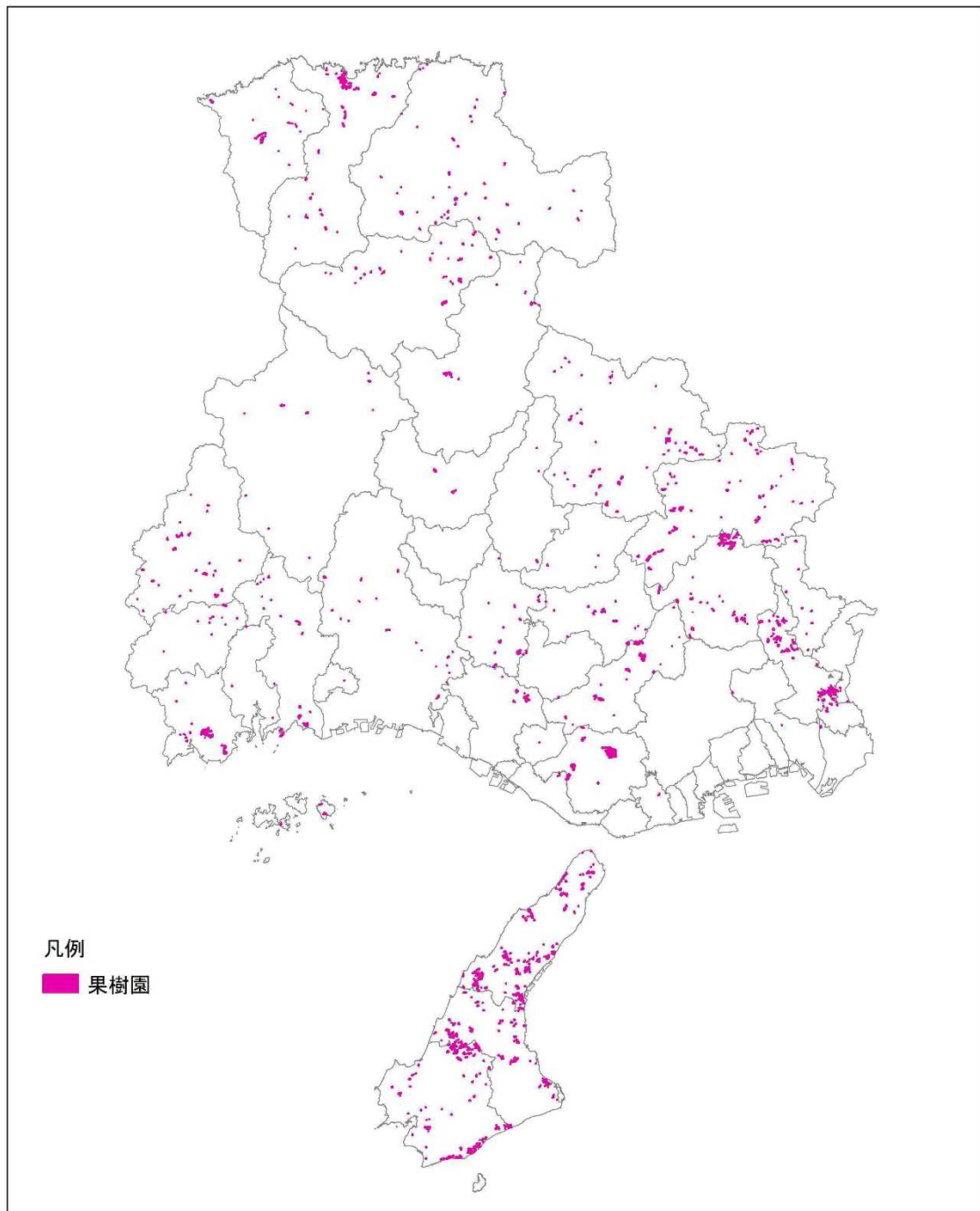


図3 資料調査により果樹園の分布位置を抽出（第6回・第7回自然環境保全基礎調査1/2.5万現存植生図）

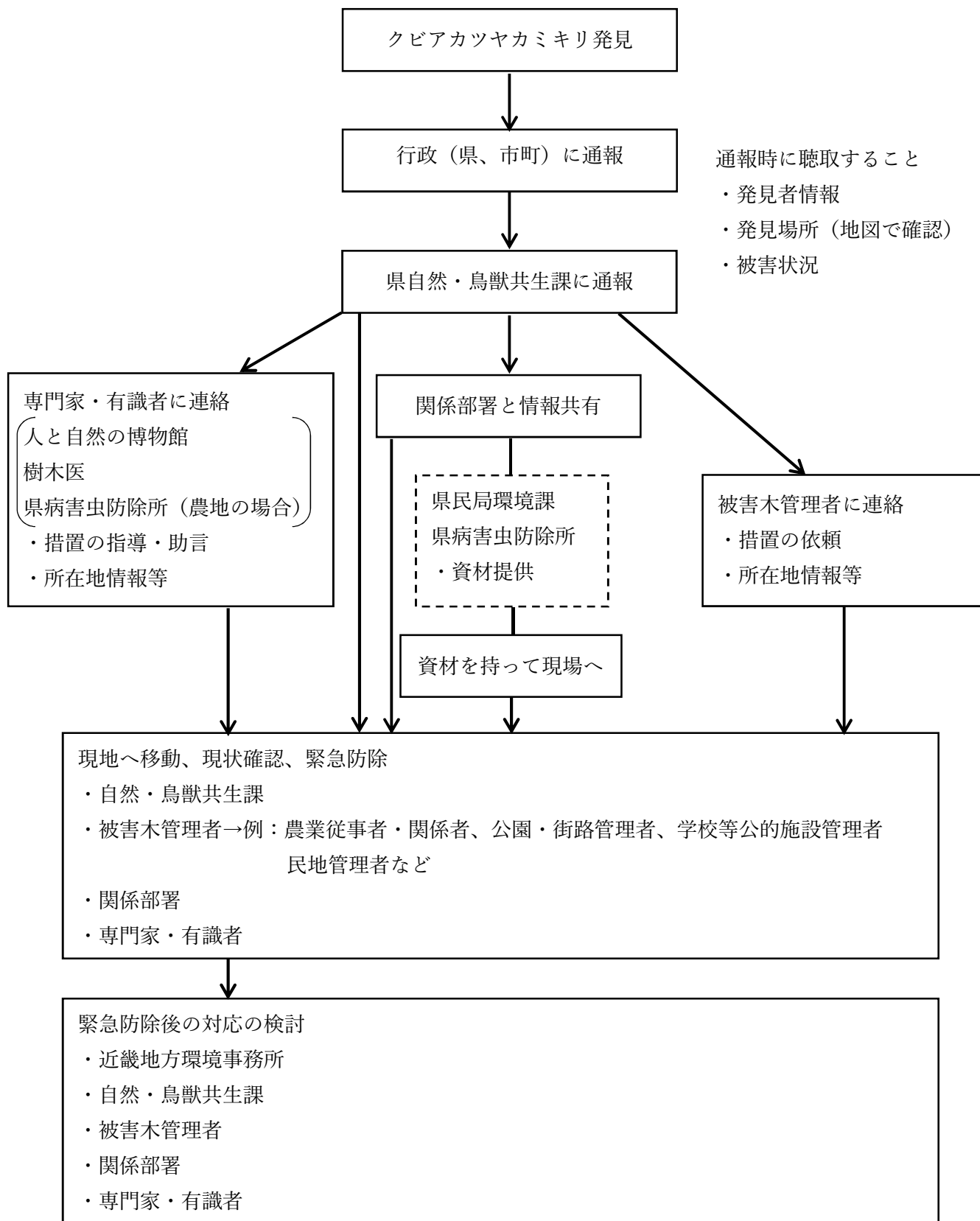


図4 当面の通報ルート及び措置体制

サクラやモモの近くでこんな虫、木くずを見かけたら

通報お願いします！



写真提供：埼玉県環境科学国際センター

この虫は「クビアカツヤカミキリ」という**特定外来生物**で、
サクラやモモの樹を枯らします！！

兵庫県自然・鳥獣共生課 078-362-3389

図5-1 啓発用チラシ（表）

クビアカツヤカミキリとは？

サクラ・ウメ・モモ・スモモ等の主にバラ科の樹木を加害するカミキリムシで、特定外来生物に指定されています。★詳しい生態はWEB「ひょうごの環境」へ



4～10月に幼虫は樹の内部を食べ、木くずに似たフン（フラス）を大量に排出しながら成長します。



成虫は5月末～8月に活動し、樹皮に1000個近くの卵を産みます。

フラスの見分け方



クビアカツヤカミキリのフラス

繊維状の木くずがない



他種のフラス

繊維状の木くずが多くみられる

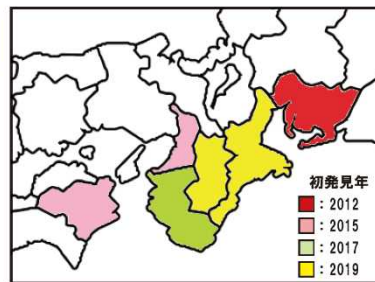
フラス写真提供：埼玉県環境科学国際センター

被害が出たら・・・

被害にあった樹は、連鎖被害防止のため伐採が必要です。

桜並木をすべて切り倒した事例も国内で報告されています。

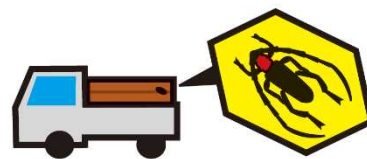
- ①ウメ・モモの果樹園 ➡ 甚大な農業被害が発生。
- ②公園や街路樹、学校、文化財のサクラ・ウメ ➡ 景観が悪化「お花見」ができなくなります。



兵庫県近隣の侵入状況（2020年時点）

いつ・どこで見つってもおかしくありません！！

クビアカツヤカミキリは、車、鉄道に付いて拡大すると考えられています。被害府県に隣接した兵庫県は、いつクビアカツヤカミキリが侵入してもおかしくありません。



兵庫県自然・鳥獣共生課（078-362-3389）または お住まいの自治体窓口にご連絡ください。

- ・ 成虫、フラスの発見日時・発見場所・発見時の状況をお知らせください。
- ・ 可能であれば写真を撮影してください。
- ・ 成虫を捕まえた場合はその場で殺処分してください。
※クビアカツヤカミキリを生きてそのまま持ち運ぶことは違法となります。
- ・ 死んでいる個体であっても、見つけた場合は連絡してください。

●●●●● ●●●●● 兵庫県自然・鳥獣共生課 078-362-3389 ●●●●● ●●●●●

図5-2 啓発用チラシ（裏）